

特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針

平成18年9月15日
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、「規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくものとする。特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。」「このような理念に基づき、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長に意見を述べるために、民間事業者、学識経験者等第三者からなる評価委員会を平成15年7月、構造改革特区推進本部に設置した。」とされている。

評価委員会は、この基本方針に基づき、規制所管省庁が行った調査の結果に加え、特区の現地視察を含む独自の調査や規制所管省庁からの意見聴取を行い、「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に関する評価意見」（平成18年度上半期分）をとりまとめ、7月31日に本部長に提出した。

本部は、評価委員会の意見を踏まえ、特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

1. 評価

規制の特例措置の評価の結果は以下のとおりである。

ア) 地域を限定することなく全国において実施

構造改革特区において講じられた規制の特例措置のうち、別表1に掲げられた規制の特例措置については、弊害が生じないと認められる場合（基本方針2.（2）ア）a）に該当するため、地域を限定することなく全国において実施する。実施時期、全国展開の実施内容は別表1のとおりである。

イ) 引き続き当該地域特性を有する地域に限定して適用
該当なし

ウ) 規制の特例措置の廃止
該当なし

2. 今後の対応方針

「地域を限定することなく全国において実施」と評価された上記の規制の特例措置については、基本方針の別表1から削除するとともに、別表1に示された実施時期、全国展開の実施内容を基本方針の別表2として追加する。

規制所管省庁は、基本方針の別表2に追加した規制の特例措置を定める法律、政省令、訓令又は通達（以下「法令等」という。）の改正等を行う。その改正等案を作成するに当たっては規制所管省庁は、基本方針の別表2に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

なお、規制所管省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、基本方針の別表2に即して法令等の改正等を行った場合においても実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

3. 今後の評価の進め方

に掲げる規制の特例措置については、平成19年度上半期に、全国展開に関する評価を再度行うこととする。に掲げる規制の特例措置については、別途評価委員会が適当と認める時期に、全国展開に関する評価を再度行うこととする。ただし、構造改革特別区域法附則第2条に基づく特区制度の見直しを踏まえ、評価委員会が別途評価時期を決定した場合には、その時期に評価を再度行うこととする。に掲げる規制の特例措置については、規制の特例措置に関連する規制について、本特例措置の全国展開に関する評価の時期に併せて評価を行うこととする。から のいずれについても、当該評価の時期に評価が適確に行われるよう規制所管省庁は調査に当たって、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握することとする。

なお、に掲げる規制の特例措置については、平成18年度下半期に全国展開に関し検討を行うこととする。

これらについての評価委員会の今後の評価の進め方については別表2のとおりとする。

平成19年度上半期の評価対象

- 104 公共交通利用促進事業
- 811 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業
- 828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業
- 829 空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業

- 9 2 0 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
- 1 2 0 5 (1 2 1 4) 重量物輸送効率化事業

別途、評価委員会が適当と認める時期に評価を行うもの

- 1 0 0 8 家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業

規制の特例措置に関連する規制について、本特例措置の全国展開に関する評価の時期に併せて評価を行うもの

- 8 2 2 公私協力学校設置事業

平成 1 8 年度下半期に全国展開に関し検討を行うもの

- 1 1 4 2 研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業

別表1 全国展開する規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部 / 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
302	営利を目的としない法人による前払式証票発行特例事業	営利を目的としない法人が「地域通貨」を発行する場合に、前払式証票の規制等に関する法律の事前登録要件のうち資本要件を課さないこととする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。	省令	平成18年度中に措置	金融庁
806	三歳未満児に係る幼稚園入園事業	幼稚園に入園できる時期を、満三歳からとしているところを、満三歳に達する年度の当初とする。	全部	幼児の発達段階の特性を踏まえ、幼稚園の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかかわりに重点を置いた形態で2歳児を受入れることにより、全国展開を行うこと。なお、指導上の留意事項については、新たな規制の付加とならないようにすること。	法律	平成18年度中に措置	文部科学省
906	指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業	知的障害者及び障害児が、指定通所介護事業所を、障害児が障害者デイサービス事業所を利用できるようにする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。	省令	平成18年度中に措置	厚生労働省

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部 / 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
927	市町村による狂犬病予防員任命事業	狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定、犬の抑留事務等を市町村が行うことを可能とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。	法律	速やかに措置	厚生労働省
1007	特定漁港施設運営高度化推進事業	漁港管理者が選定した民間事業者が、水産物に係る衛生管理の方法の改善等漁港施設の機能の高度化を図る場合に、当該事業者に対し行政財産である漁港施設の貸付けを可能とする。	全部	国の関与については必要最小限のものにするよう努め、現行の規制の特例措置の内容・要件を維持し、全国展開を行うこと。	法律	遅くとも平成19年度中に措置	農林水産省

別表2 評価委員会の今後の評価の進め方

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
104	公共交通利用促進事業	地方公共団体や所轄警察署のほか、地域住民、バス・タクシー事業者等からなる地域参加型の協議会が策定した公共交通機関等の利用促進のための計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施する。	規制所管省庁によれば、いずれの特区でも公共交通機関等の利用促進のための計画の策定に至っておらず、現段階では弊害の発生の有無は判断することはできないとのことである。このため、規制所管省庁は、公共交通機関等の利用促進のための計画の策定状況を踏まえ、平成19年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ全国展開を行うこと。	平成19年度上半期	警察庁
811	校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があって、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないと認める場合には、校地面積を減らすことができる。	規制所管省庁の調査結果によれば、本特例措置を活用した大学は、特例措置が活用されてから1年を経過したばかりであり、弊害が判断できる状況になっていないとのことであった。また、規制所管省庁は、校地面積基準も含め大学設置基準の在り方に関する検討を行い、平成19年度にかけて結論を得る予定であるとのことである。このため、規制所管省庁は、学校運営の展開の中で実際の弊害があるかを有効に検証するための調査方法について検討し評価委員会に報告を行うこと。その上で、当該調査の結果や大学設置基準全体の検討状況を踏まえつつ、平成19年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。	平成19年度上半期	文部科学省
828	運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があって、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないと認める場合には、運動場を設けることと同等と認められる措置を講じることにより、運動場を設けることなく、大学の設置等を行うことができる。	規制所管省庁の調査結果によれば、本特例措置を活用した大学は、特例措置が活用されてから1年を経過したばかりであり、またキャンパスの中には今年度に開設されたばかりのものもあるなど当初想定していた収容定員に比し在籍する学生が少ない状況であることなどから、弊害が判断できる状況になっていないとのことであった。また、規制所管省庁は、運動場に係る要件も含め大学設置基準の在り方に関する検討を行い、平成19年度にかけて結論を得る予定であるとのことである。このため、規制所管省庁は、学校運営の展開の中で実際の弊害があるかを有効に検証するための調査方法について検討し評価委員会に報告を行うこと。その上で、当該調査の結果や大学設置基準全体の検討状況を踏まえつつ、平成19年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。	平成19年度上半期	文部科学省

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
829	空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があって、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないと認める場合には、学生が休息その他に利用するのに適当な環境を有することにより、校地に空地を有することなく、大学の設置等を行うことができる。	規制所管省庁の調査結果によれば、本特例措置を活用した大学は、特例措置が活用されてから1年を経過したばかりであり、またキャンパスの中には今年度に開設されたばかりのものもあるなど当初想定していた収容定員に比し在籍する学生が少ない状況であることなどから、弊害が判断できる状況になっていないとのことであった。また、規制所管省庁は、空地に係る要件も含め大学設置基準の在り方に関する検討を行い、平成19年度にかけて結論を得る予定であるとのことである。このため、規制所管省庁は、学校運営の展開の中で実際の弊害があるかを有効に検証するための調査方法を検討し評価委員会に報告を行うこと。その上で、当該調査の結果や大学設置基準全体の検討状況を踏まえつつ、平成19年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。	平成19年度上半期	文部科学省
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	地方公共団体が、公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から特に必要と認める場合には、公立保育所は給食の外部搬入を行うことができる。	規制所管省庁によれば、特区において適用された特例措置の実施状況に関するアンケート調査から、 低年齢児、食物アレルギーや体調不良児等への対応について、弊害が生じているといわざるを得ない 特例措置の要件のうち ・搬入元との委託内容に係る契約書を締結している地方公共団体が1市町村のみであった、 ・給食が栄養基準を満たしているかの確認を行っていない地方公共団体や、調理業務の衛生的取扱いについて市町村や施設が確認を行っていない地方公共団体が一定割合存在した等、昨年12月に取組状況の改善に係る留意事項を通知しても状況がほとんど改善していなかったことから、当該規制の特例措置の全国展開は適当ではない、とのことである。 全国展開については、 特区の実施要件等を定めた通知では、文中で通知を引用している部分があることなど、地方公共団体担当者からは内容が分かりにくかった可能性があり、これらを再度書き下すこと また、委託者と受託者の間では契約書の締結がどうしても難しい場合には、「覚書」等の代替手段により「実効」を確保すべきであることを示すこと など、再度、要件、留意事項などを分かりやすくした通知を発出し、改めて当該特例事業に係る取組の改善を促した上で、判断すべきものと考えたとのことである。 また、認定こども園制度においては、特区制度とは異なり個別の認定によって、公立保育所であるか否かを問わず、給食の外部搬入が認められる場合があるが、このような事例の積み重ねも、外部搬入の円滑な実施に必要なノウハウ等の明確化に資するとのことであった。 これらを踏まえ、規制所管省庁は、本特例措置を活用している地方公共団体に対し通知を行い、早期に、かつ、確実に取組の改善が図れるよう措置すること。その上で、平成19年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。	平成19年度上半期	厚生労働省

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
1008	家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業	環境への悪影響がないと認められる等一定の要件に該当する昆虫の飼育事業に利用される家畜排せつ物について、環境影響調査を年1回以上行うことを前提として管理基準の規定を適用しないこととする。	本事業が円滑かつ継続的に実施されるよう、要件の解釈の明確化を図り、既存事業の運営状況等について、事務局は平成19年度上半期の評価時期に評価委員会へ報告を行うこと。また、本特例措置の全国展開に関する評価は、別途評価委員会が適当と認める時期に行うものとする。	別途評価委員会が適当と認める時期	農林水産省
1205 (1214)	重量物輸送効率化事業	重量物を輸送する特定の車両について、橋梁・高架の道路等を含まない経路を通行し、地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しないこととする。	規制所管省庁によれば、これまで、1つの特区における、特殊なケース(一般人等の通行が少ない地区での、2つまとめて積むことで車両総重量の許可限度を超えるコイルを輸送するもの)に限られた、平成16～17年度の間の合計7日間57回のみ、運行実績がなく、現段階では、本特例措置で認められる、分割可能な貨物の重量物輸送として想定される多種多様なケース(車両の種類、貨物の種類、積載の方法、固縛の方法、車両分布加重の変化等)について、安全面、環境面における弊害の有無を確認できない状況である、とのことである。このため、規制所管省庁は、今後、他の特区における運行状況を踏まえ、まずパターン化が可能なケースを整理し、当該ケースに係る弊害の有無について調査を行うこと。その上で、当該ケースについて、平成19年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ、規制所管省庁において全国展開を行うこと。	平成19年度上半期	国土交通省
822	公私協力学校設置事業	高等学校又は幼稚園を対象に、公私協力学校を設置するため、地方公共団体が必要な支援を行い、民間と協力して学校法人(協力学校法人)を設立する場合には、当該学校法人の設立認可に係る手続きのうち、資産要件の審査については所轄庁による審査を行わず、当該地方公共団体の長が認めたことをもってこれに代える。	今回の総務省行政評価局の報告によると、本特例措置に係る特区認定がない原因・理由として、 国から私学助成が受けられないため、当該学校の運営経費に対する財政負担が過大であること、 公私協力学校の設置・運営を行う者は公募により求めることとされているため、あらかじめ特定の者を選定することができないこと等、 が挙げられている。 全国で多くの学校が統廃合され、NPO等が他の特例措置(820校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業)を活用して事業を行っている例も見られる中で、事業の選択肢の一つとして本特例の活用もありうるものである。このため、より多様な教育機会を提供する観点からは、教育現場のニーズと地方公共団体の状況に適切に対応できるよう、今後とも、新たな事業の検討状況を検証していく必要がある。このため、今後、本特例措置の全国展開に関する評価時期に上記の総務省行政評価局からの指摘事項についても併せて評価すること。	関連する規制について評価	文部科学省

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
1142	研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業	研究を目的として設置される一定の要件を満たす温泉熱利用発電設備について、技術基準への適合性を確保するため研究開発の実施主体に専門家委員会が設置されているなど、検討及び評価が適切になされる体制及び方策、並びにこれらに係る事項が保安規程に定められている場合は、当該研究実施期間に限り、電気事業法等に基づく工事計画届出、使用前安全管理検査、溶接安全管理検査及び定期安全管理検査を不要とする。	平成17年度下半期の評価意見において、1123研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業について、「…平成18年度下半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。全国展開に当たっては、海水温度差発電のみならず、他の温度差発電についても、同様に規制緩和できないか、検討を行うこと。」とされたところであり、規制所管省庁は、本規制の特例措置についても、平成18年度下半期に全国展開に関し検討を行うこと。	平成18年度下半期に全国展開に関し検討	経済産業省